

認定介護福祉士認定部会設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、認定介護福祉士認証・認定機構規則第12条の規定に基づき、認定介護福祉士認定部会（以下「部会」という。）の設置・運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 部会の業務は、認定介護福祉士の認定に関する次の規程の整備及び認定審査等とする。

- (1) 認定介護福祉士の認定に関する規程
- (2) 認定介護福祉士の認定更新に関する規程
- (3) 認定介護福祉士の認定審査
- (4) 認定介護福祉士の認定更新審査
- (5) その他関連する必要な事項

2 第1項の事項についての結果は、認定介護福祉士・認証機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告するものとする。

(委員)

第3条 部会員は、運営委員会において、運営委員及び学識経験者等から選出する。

- 2 部会員の定数は、3名以上7名以内とする。
- 3 部会員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度の末日までとする。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、機構長の指名による。
- 6 第2条第2項に規定する報告は、部会長又は副部会長が行う。

(作業部会)

第4条 部会に第2条1項第3号及び第4号に規定する業務を行うための作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会の委員は、部会員及び学識経験者等から部会長が指名する。

(開催)

第5条 部会の招集は、部会長が行う。

- 2 部会の議長は、部会長が行う。

(その他)

第6条 その他、部会の運営等に必要な事項は、機構長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

附則

1 この規程は、令和4年2月25日から施行する。